

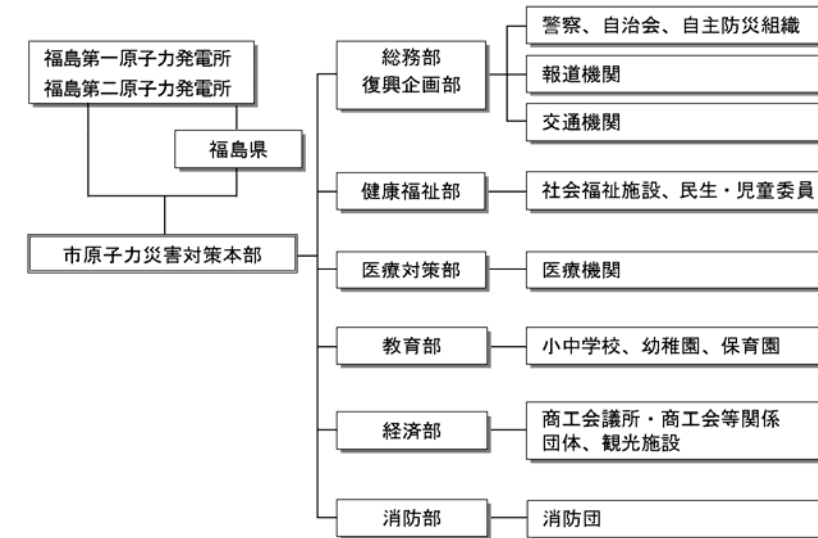
南相馬市地域防災計画 原子力災害避難計画(素案)の概要

計画の基本的な構成は、原子力災害対策編の“第2章 第7節 第1 避難計画の作成”に基づいて設定した。

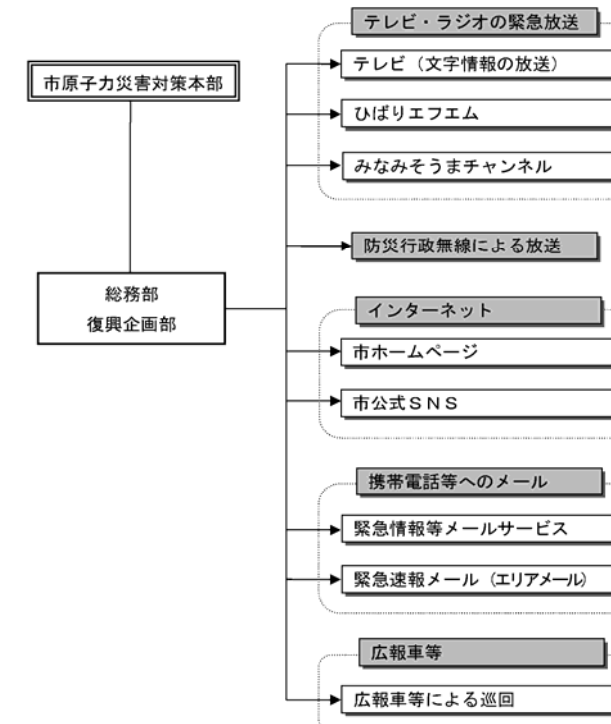
項目	概要															
第1章 避難計画の基本的事項																
第1節 計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> 国からの指示又は市の独自の判断に基づき、屋内退避、避難等の措置を定めることにより、住民の避難を迅速かつ円滑に実施し、原子力災害から住民の生命及び身体の安全を保護することを目的とする。 															
第2節 計画の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国の防災基本計画（原子力災害対策編）や原子力災害対策指針、県の地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県防災計画」という。）、市の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいたものである。 															
第3節 防災対策を重点的に実施すべき地域	<ul style="list-style-type: none"> 県防災計画において、「原子力防災対策を重点的に実施すべき地域」の範囲は、暫定的に本市を含む3市10町村の全域が重点地域に拡大された。しかし、本市では、福島第一原子力発電所事故の際に、市全域にわたって避難を余儀なくされたことを踏まえて、対象範囲を「市全域」として「原子力災害避難計画」を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ○予防的防護措置を準備する区域（PAZ） <ul style="list-style-type: none"> ⇒「原子力施設から概ね半径5km」 ○緊急時防護措置を準備する区域（UPZ） <ul style="list-style-type: none"> ⇒「原子力施設から概ね半径30km」 ○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA） <ul style="list-style-type: none"> ⇒「原子力施設から概ね半径30km圏外」 															
第4節 原子力施設の緊急事態区分	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の緊急事態の初期段階において、防護措置の準備やその実施等を適切に行うため、原子力施設の状況に応じた緊急事態区分として3つの区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）が設定されている。 この緊急事態区分のどの段階に該当するかを原子力事業者が判断するための基準として、「緊急時活動レベル（EAL）」が定められている。 															
第2章 情報の収集・伝達体制																
第1節 原子力事業者の通報事象	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者は、原子力施設において発生した事象に応じた通報を国、県及び市に行う。 <p>○緊急事態区分に応じた原子力事業者の通報事象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th style="width: 20%;">緊急事態区分</th> <th colspan="2">原子力事業者の通報事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理課長が必要と認めた場合</td> <td>警戒事態に先行する事象発生</td> <td>・ 通報連絡協定に基づいた、警戒事態に先行する事象</td> </tr> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事態の発生</td> <td>・ 特定事象には該当しないが、これに至る可能性のある事象</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>特定事象の発生</td> <td>・ 原災法第10条通報事象</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力緊急事態宣言</td> <td>・ 原災法第15条事象</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	原子力事業者の通報事象		危機管理課長が必要と認めた場合	警戒事態に先行する事象発生	・ 通報連絡協定に基づいた、警戒事態に先行する事象	警戒事態	警戒事態の発生	・ 特定事象には該当しないが、これに至る可能性のある事象	施設敷地緊急事態	特定事象の発生	・ 原災法第10条通報事象	全面緊急事態	原子力緊急事態宣言	・ 原災法第15条事象
緊急事態区分	原子力事業者の通報事象															
危機管理課長が必要と認めた場合	警戒事態に先行する事象発生	・ 通報連絡協定に基づいた、警戒事態に先行する事象														
警戒事態	警戒事態の発生	・ 特定事象には該当しないが、これに至る可能性のある事象														
施設敷地緊急事態	特定事象の発生	・ 原災法第10条通報事象														
全面緊急事態	原子力緊急事態宣言	・ 原災法第15条事象														

第2節 緊急時の情報収集・連絡	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設における警戒事象に先行する事象、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態について、原子力事業者から通報・連絡を受けた事項は、国、県及び関係指定地方公共機関と連絡・調整を行う。
第3節 活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 市の活動体制として、「準備体制」と原子力施設の緊急事態の区分に応じた「原子力災害対策本部体制」を設置する。
第4節 住民等に対する指示の伝達と広報	<ul style="list-style-type: none"> 国及び県と連携し、住民への広報手段として、防災行政無線や広報車、インターネット、みなみそうまチャンネル、緊急情報等メールサービス、テレビ・ラジオ、巡回等を活用する。 災害時要援護者及び一時滞在者等に迅速かつ滞りなく情報を伝達するための体制を整備する。 警戒広報、屋内退避広報、避難指示の伝達・広報を行う。

○避難誘導に係る連絡系統図



○情報配信連絡系統図

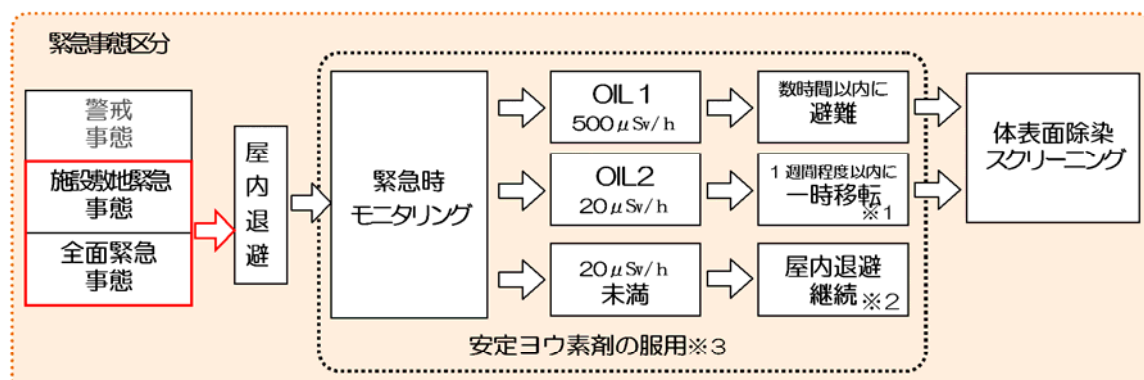


第3章 屋内退避・避難の実施

第1節 屋内退避及び避難の考え方

市長は、内閣総理大臣から屋内退避、避難の指示を受けたときは、当該指示に従い、住民等に対し指示を行う。また、市長は、内閣総理大臣から指示がない段階においても、状況に応じて、緊急に屋内退避、避難が必要と自ら判断したときには、住民等に対し指示を行う。

○防護措置実施の流れ※4



- ※1. 緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置
- ※2. 移動が困難な者の一時屋内退避を含む
- ※3. 原子力規制委員会の判断を基に、原子力災害対策本部又は市が指示した場合
- ※4. 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合は、この限りではない

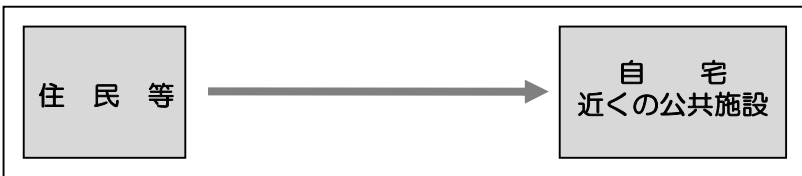
○避難に係る運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要

基準の種類	基準値	防護措置	モニタリング
OIL1	500 μSv/h	・数時間内に避難	・緊急時モニタリング
OIL2	20 μSv/h	・1週間程度以内に一時移転	・緊急時モニタリング

第2節 屋内退避の実施

放射性物質の吸入抑制や中性子線等の遮へいによる被ばくの低減を図る防護措置である。
屋内退避の実施にあたっては、市防災行政無線や広報車、緊急情報等メールサービスなどの広報媒体により伝達する。

○屋内退避



第3節 安定ヨウ素剤の予防服用

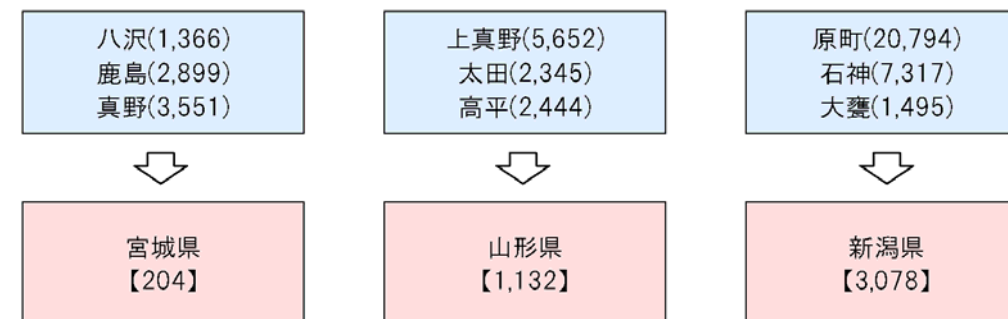
事前配布体制の整備として、住民説明会を開催し、説明を受けた住民に安定ヨウ素剤を配布する。服用にあたっては、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または市独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用を指示する。
緊急時配布体制の整備として、配布場所、配布手続、服用に関する医師・薬剤師の手配等について定めるとともに、安定ヨウ素剤の備蓄を行う。配布及び服用にあたっては、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または市独自の判断により、避難の際に市が指定した配布場所において、原則として医師の関与の下、安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

第4節 避難の実施

市長は、国の指示又は自らの判断により、避難を決定したときは、住民等に対して、避難の指示を行う。
県の広域避難計画は、現在のところ平成26年2月を目途としていることから、避難先については、東日本大震災による避難状況や災害時相互応援協定等に基づき、先行して定める。

○避難先

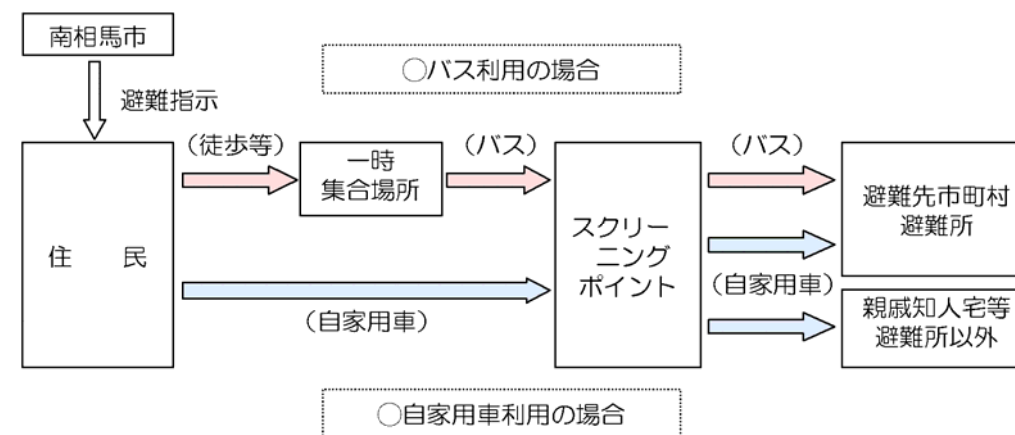
() : 平成25年3月1日現在の各地区居住実態（応急仮設住宅への避難者を含む。）
【 】 : 東日本大震災時の各県の南相馬市民の避難者を受入れた人数



※住民の避難先の分類は、コミュニティ維持の観点から、行政区や仮設住宅自治会単位での避難を基本とする。

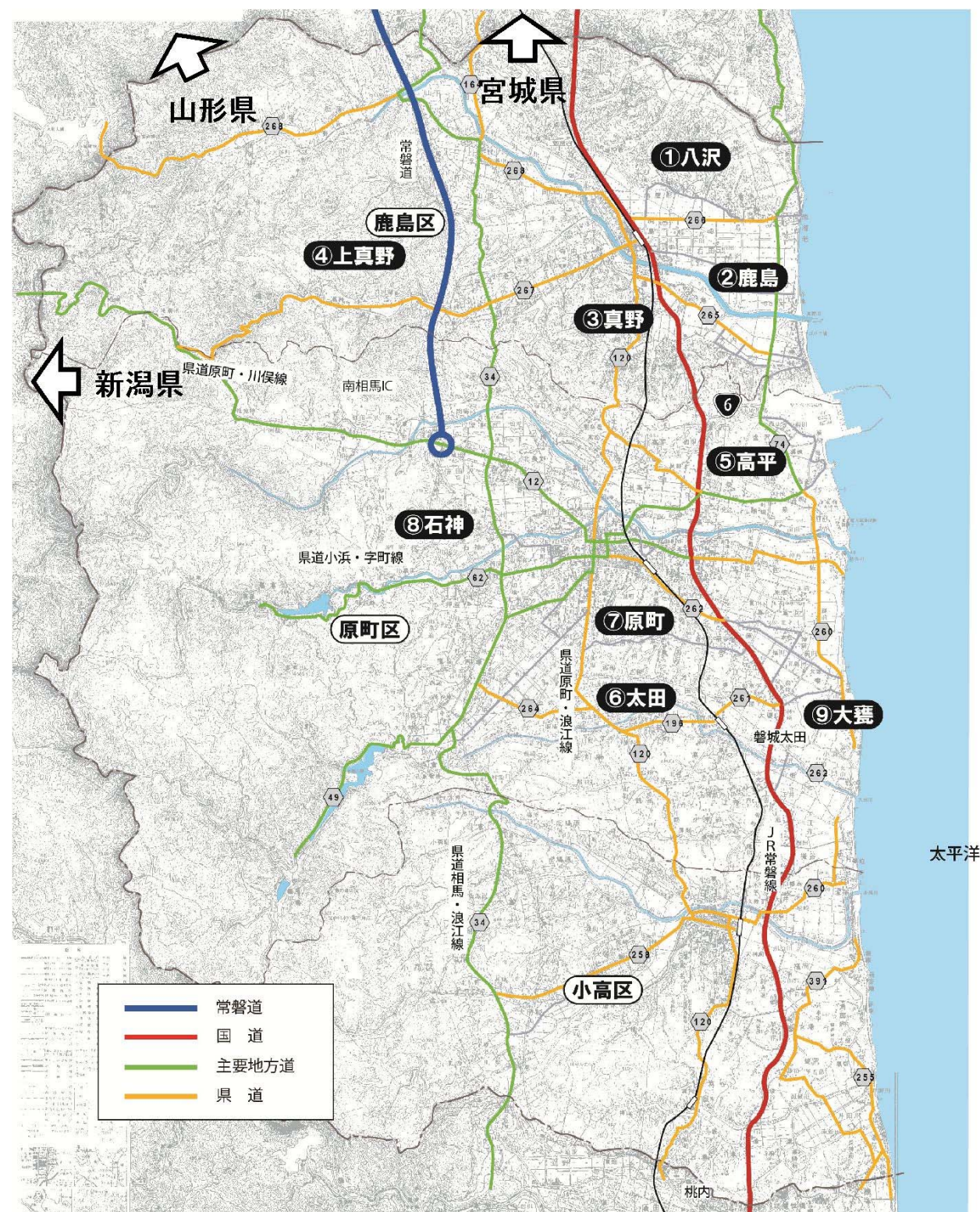
○避難の流れ

- ・自家用車による避難とバスによる避難の流れを示す。
- ・行政区や仮設住宅自治会毎の一時集合場所、避難先を定める。



	地区	避難先
鹿島区	①八沢	宮城県
	②鹿島	
	③真野	
	④上真野	山形県
原町区	⑤高平	山形県
	⑥太田	
	⑦原町	新潟県
	⑧石神	
	⑨大甕	

○避難先への避難経路



住民輸送

・ 確実かつ効率的な避難を実施するため、避難手段と必要バス台数を定める。これらについては、適宜見直しを行う。

スクリーニングの実施

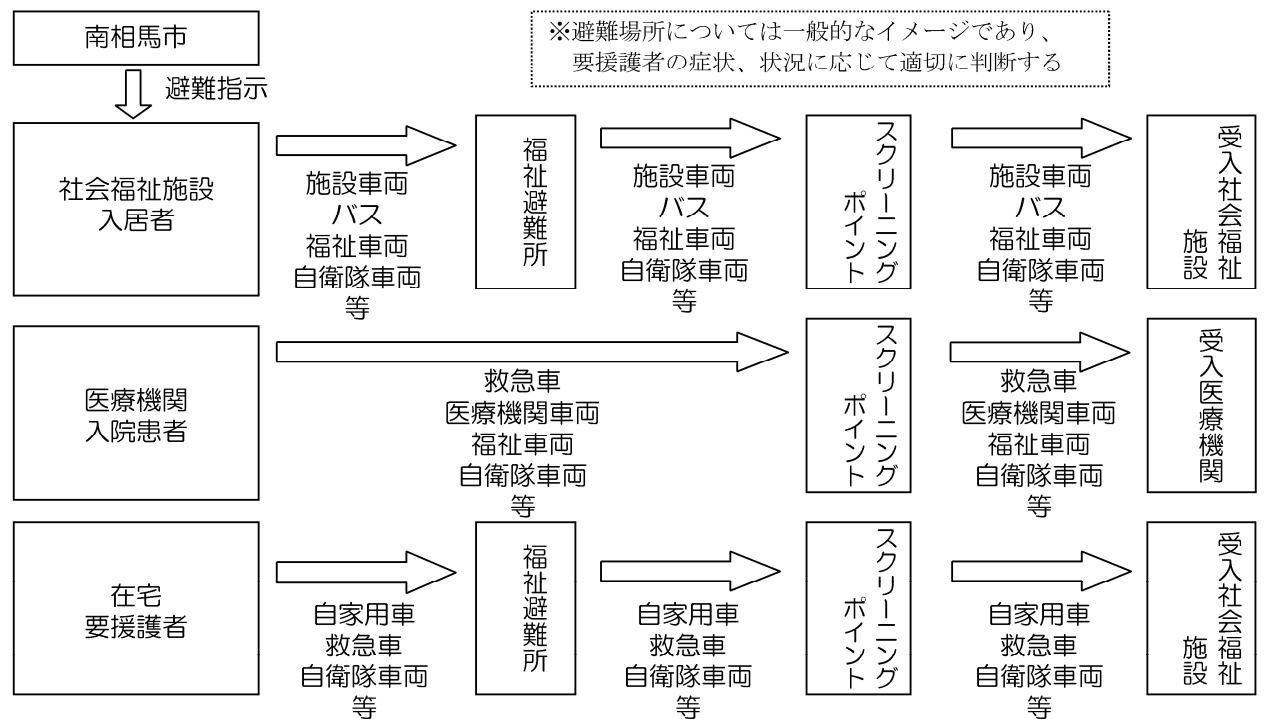
・ 県が避難経路沿い等に設置したスクリーニング会場において、避難住民の体表面の汚染スクリーニングを実施し、除染や防護指導とともに必要な場合には医療処置を施す。

避難所の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置は、市、県及び受入先市町村が協力して行う。 運営においては、自治組織、自主防災組織及びボランティア等と連携し、運営組織を設けて自主的な活動による運営を基本とする。
避難所の管理運営上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営状況のほか、物資の確保状況、避難者の状況等を把握し、市災害対策本部に報告する。 運営にあたっては、プライバシーの保護や災害時要援護者に配慮する。
避難所の集約・閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 施設本来の機能を回復するため、状況を勘案しながら、避難所の集約及び解消を図る。

第4章 災害時要援護者に対する避難支援

第1節 体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害の特殊性に留意して、災害時要援護者等への情報伝達・避難誘導體制を整備する。 災害時に的確な安否確認を行うため、平常時より自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者に関する情報の共有を図る。また、有事の際には、自主防災組織等に名簿情報を提供し、協力を得る。
第2節 災害時要援護者の避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 市は、平常時より、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者等に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、これらの検討を踏まえ、県の助言のもと、災害時要援護者等避難支援計画等を作成する。 社会福祉施設及び医療機関の管理者は、県及び市と連携し、災害時要援護者の避難計画を作成する。

○災害時要援護者の避難の流れ



第3節 その他の要援護者の避難

- 学校施設の管理者は、市及び県と連携し、園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、避難計画を作成する。
- 市は県と協力して、速やかに観光客等へ事故状況等を伝達するとともに、避難経路等を情報提供し、速やかな帰宅を呼びかける。

○行政区ごとの一時集合場所・避難先

<行政区>
【鹿島地区】

行政区	一時集合場所	避難先
新町、西町、一区、二区、三区、四区、台田中、北右田	保健センター	宮城県

【真野地区】

行政区	一時集合場所	避難先
上寺内、大谷地	鹿島中学校	宮城県
寺内	寺内公会堂	
塩崎	塩崎公会堂	
川子	川子公会堂	
大内、鳥崎、小島田	さくらホール	
江垂	江垂公会堂	

【八沢地区】

行政区	一時集合場所	避難先
北海老、南海老	北海老公会堂	宮城県
北屋形	北屋形公会堂	
南屋形	南屋形公会堂	
南柚木	南柚木公会堂	
永田	永田公会堂	
永渡	永渡公民館	

【上真野地区】

行政区	一時集合場所	避難先
上栢窪	上栢窪公会堂	山形県
栢窪	栢窪公会堂	
御山	御山公会堂	
白坂	前川原体育館	
横手	横手公会堂	
角川原	前川原体育館	
山下、車川、浮田	上真野小学校	
岡和田	岡和田公会堂	
牛河内	牛河内公会堂	
小山田	小山田公会堂	
小池	西部コミュニティセンター	
檀原	檀原公会堂	

<鹿島区仮設住宅>

仮設住宅	一時集合場所	避難先
角川原	前川原体育館	山形県
小池第一、小池第二、小池原畑第一、小池原畑第二、小池小草	西部コミュニティセンター	
小池第三	集会所	
友伸グラウンド	集会所	
小池長沼（東）、小池長沼（西）	集会所	
牛河内第一、牛河内第二、牛河内第三、牛河内第四	鹿島中学校	宮城県
千倉、鹿島西町第一①、鹿島西町第一②、鹿島西町第一③、鹿島西町第一④、鹿島西町第二、鹿島西町公園	保健センター	
寺内第一	集会所	
寺内塚合	集会所	
寺内塚合第二、寺内権現沢	集会所	
寺内第二、定住促進、前田団地	鹿島中学校	

<行政区>

【原町地区】

行政区	一時集合場所	避難先
国見町一、国見町二、国見町三、国見町団地一、国見町団地二、南町一、南町二、南町三、南町四	原町第一中学校	新潟県
橋本町一、橋本町二、橋本町三、橋本町四	原町第二小学校	
二見町一、二見町二	原町第三小学校	
西町、上町、仲町一、仲町二、仲町三	原町生涯学習センター	
三島町一、三島町二、北町一、北町二、小川町、本町一、本町二、本町三	ひばり生涯学習センター	
本陣前一、本陣前二、本陣前三	原町第一小学校	
栄町一、栄町二、栄町三、旭町一、旭町二	原町第二小学校	
大町一、大町二、大町三、東町一、東町二、錦町一、錦町二	原町第一小学校	
青葉町、桜井町一、桜井町二、高見町、日の出町、上渋佐	原町第二中学校	

【大甕地区】

行政区	一時集合場所	避難先
北萱浜、萱浜、北原	北原集落センター	新潟県
大甕上、大甕下、雫	大甕小学校	

【太田地区】

行政区	一時集合場所	避難先
高一、下太田	原町第三中学校	山形県
益田	太田生涯学習センター	
牛来	牛来公会堂	
中太田	中太田公会堂	
陣ヶ崎一、陣ヶ崎二	ひばり生涯学習センター	
上太田	上太田公会堂	
矢川原	矢川原公会堂	
片倉	片倉公会堂	

【石神地区】

行政区	一時集合場所	避難先
大木戸一、大木戸二、雲雀ヶ原一、雲雀ヶ原二、雲雀ヶ原三、押釜	石神第二小学校	新潟県
馬場	馬場公会堂	
牛越、石神	石神中学校	
高倉	高倉公会堂	
大谷	大谷生活改善センター	
大原	大原公会堂	
深野	深野公会堂	
長野、北長野、信田沢	石神第一小学校	
北新田	北新田集落センター	

【高平地区】

行政区	一時集合場所	避難先
上北高平一、上北高平三	上北高平公会堂	山形県
上北高平二	上北高平第二集落センター	
上高平一、上高平二	上高平公会堂	
下高平、下北高平、泉、北泉	高平小学校	
金沢	金沢公会堂	

<原町区仮設住宅>

仮設住宅	一時集合場所	避難先
桜井町、高見町第一・第二	原町第二中学校	新潟県
牛越、大鹿	牛越仮設住宅第4集会所	

※下渋佐行政区、南右田行政区、港行政区及び全域が「避難指示区域」に含まれる行政区は、表から除外しています。